国保制度・昭島市国保の推移

国保制度の推移	昭島市状況
S13.7.1 ―旧国民健康保険法 施行 市町村単位の組合を設立し運営 職業国保も別途存在	
S23.7.1 ―旧法 第3次改正 市町村保険者原則 強制加入	
S26.4.1 ―旧法 第5次改正 （地方税法改正） 国保税の創設	
	S29.5.1 ―昭島市市制 S29.9.1 ―市内全域にて国保事業実施※
S34.1.1 ―新国民健康保険法 施行 市町村の国保事業義務化 国の責任の明確化	
S36.4.1 ―国民皆保険達成（離島等一部例外有り）	
H12.4.1 ―介護保険制度発足	介護納付金分の徴収開始
H20.4.1 ―後期高齢者医療制度発足	後期高齢者支援金分の徴収開始
	H26.4.1 ―保険税の賦課方式を2方式に変更
H27.4.1 ―国保保険者に対する公費財政支援の拡充	
H30.4.1 ―制度広域化（財政運営の責任主体を都道府県化）	H30.4.1 ―東京都を共同保険者とする財政運営開始

※ 昭島市では、旧昭和町において、すでに国保事業が実施されていた。
（昭和23年からの記録有り、26年以降いつ保険税へ切替がなされたかは不明）
市制施行後、市として旧拝島村地域を含む全域で事業を開始したのが、昭和29年9月1日となる。
昭島市では、当初より保険税を採用している。

市町村国民健康保険の保険料と保険税について

保険税創設当時の実態では、保険料の徴収が良好ではなく、徴収の便宜上の理由から導入された経緯がある。その後、保険料の徴収制度も整備され、徴収率の差も僅かであることから保険料への統一も検討されてきた。
（それぞれの採用状況 保険料13.6% 保険税86.4% 平成29年度末の数値）
現在も国民健康保険法上の規定では、保険料を本則として、保険税は例外的な扱いとされているが、現状では8割以上の自治体が、保険税を採用している。 保険料を採用しているのは大規模自治体が多いため、被保険者ベースでは、保険料の占める割合は大きくなる。
東京都内では、62自治体中、23特別区と2市（立川市・西東京市）が、保険料を採用している。